

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 3 日

各 位

国土交通省自動車局

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

先般、令和3年8月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の別添3「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知するとされていたところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続きその取扱いに留意するよう、別添の事務連絡により依頼がありました。その中で、感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおりです。

つきましては、貴会おかれましては、傘下会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定であり、その際に催物の開催制限等の取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

（参考）新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回） 資料

「今後のイベント開催制限等のあり方について」

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 3 日

各 位

国土交通省自動車局

催物の開催制限に係る留意事項について(補足)

先般、令和3年8月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の別添3「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知したところですが、今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案(野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案)が発生したこと等を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添のとおり補足の周知依頼がありました。

つきましては、貴会おかれましては、傘下会員への周知をお願いいたします。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」

都道府県等においては、１０月末までは、現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和３年８月２７日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和３年８月２５日付け事務連絡等において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今般、催物の開催制限等については、１０月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙１、緊急事態措置の概要は別紙２、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙３のとおり。

なお、１１月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6 / 17～の取扱い）

		収容率※ 4	人数上限※ 4	営業時間 短縮
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等 重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約 1 か月)	大声なし※ 1 100%以内 大声あり※ 2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の 判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※ 3				5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	200人
6月19日～ 7月 9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	1,000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	5,000人
9月19日～ 今年10月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） （※）飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1 m）（収容人数なし） （※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%／大声あり50%		都道府県知事の判断

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

（基本的な考え方）

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

＜施設利用関係＞（第45条第2項関係）

施設の 種類	飲 食 関 連 施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） - 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、「入場者の整理等」の要請※2及び店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

※ 2：大規模商業施設の管理者等に対し、第45条第2項の要請を行うとともに、百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	適切なマスク着用徹底	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） * 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・ こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・ 乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

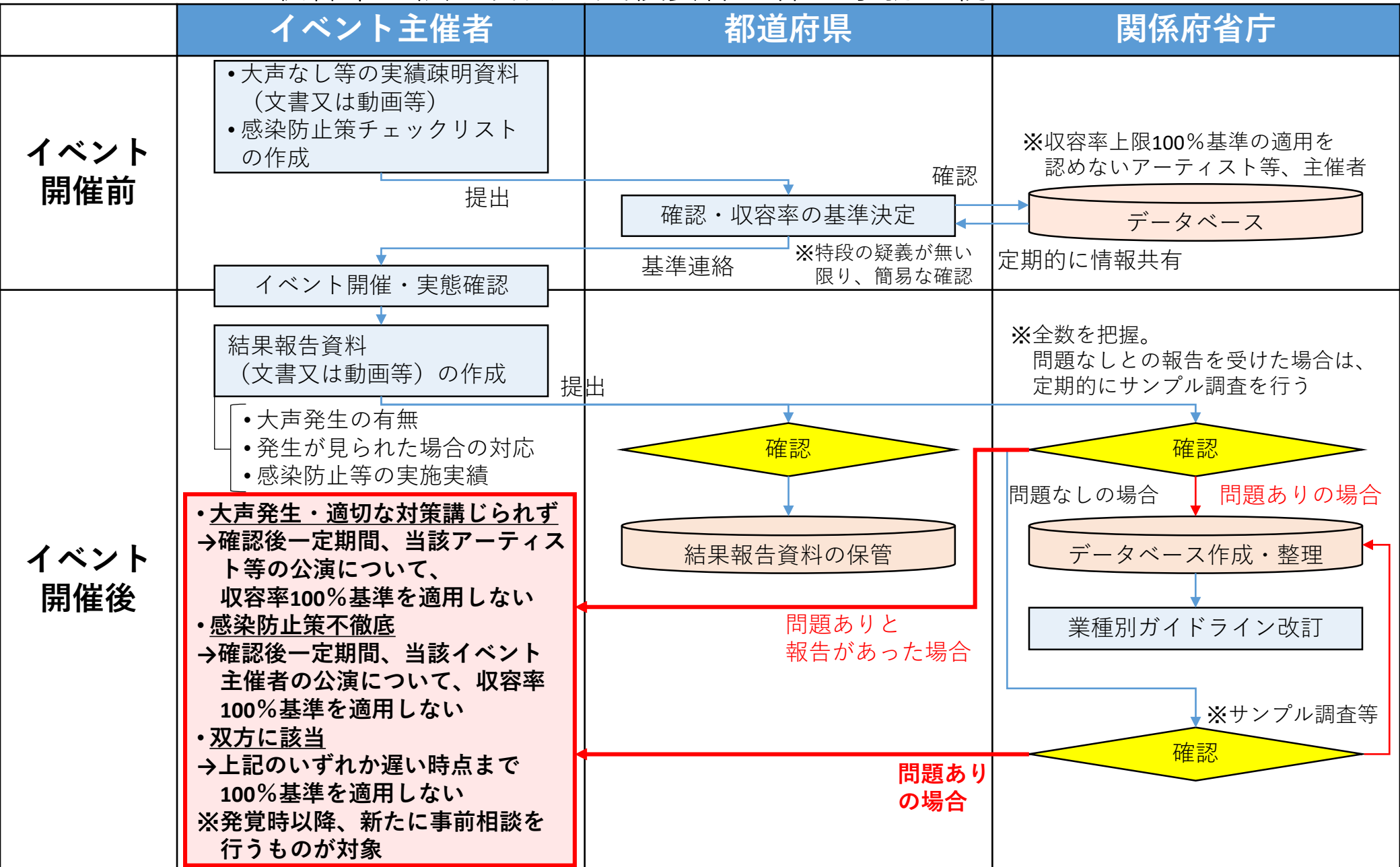
(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



※1,000人以下のイベントで収容率上限を100%とする場合、イベント主催者は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管する（原則、都道府県・関係府省庁への提出は不要）。ただし、問題ありの場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出する。かかる場合には、上記赤枠の対応を行う。

都道府県等においては、本事務連絡に記載する催物の開催制限に係る留意事項（補足）に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

催物の開催制限に係る留意事項については、令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」等において、周知しているところである。

今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、下記について周知を行う。

都道府県及び関係各府省庁においては、十分御了知の上、適切な運用がなされるよう御留意いただきたい。

記

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、特に、大規模な催物や密の回避が難しいと考えられる催物（例：立ち見で位置の固定がない催物）について、必要に応じて、当該主催者がこれまでに実施した催物の開催実績や、催物当日の感染防止策の実施状況等について、多角的な情報収集を行い、その実績等を踏まえて適切な感染防止策を行うよう、対話に努めること。
- ・数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、各都道府県は、感染防止策の徹底を要請することはもとより、要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、当該イベント開催中であっても、令和 2 年 9 月 11 日付け事務連絡 1.（3）④も踏まえ、中止又は延期等を含めて、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請を行うこと。なお、必要に応じて現

場視察等による感染防止策の遵守徹底の確認を行うこと。

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物が開催された場合には、令和3年8月25日付け事務連絡1.(5)⑥を踏まえて、当該問題のある催物主催者等の情報を各都道府県と関係省庁間で共有すること。

今後のイベント開催制限等の あり方について

イベント開催制限の基本的な考え方について

令和3年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策
分科会提出資料抜粋

✓ 段階的緩和の基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、安全性を確認しながら、段階的に緩和を実施。

- ・ 感染症対策の観点から、必要に応じ、人の流れを抑制する一定の制限を要請
- ・ 飛沫飛散シミュレーションや実証等を踏まえたエビデンスに基づく開催制限を設定
- ・ ガイドライン等の継続的な改定・進化とそれに基づく適切な要件の見直し

✓ 政府の基本方針（基本的対処方針）

- ・ 「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本。地域の感染状況等を踏まえ、段階的に緩和。

✓ 専門家の意見（分科会提言）

- ・ 感染状況を踏まえ、以下の対応を提言。

〔	ステージⅠ・Ⅱ	→	<u>開催制限</u> （人数上限・収容率）	<u>を緩和</u>	〕
	ステージⅢ以上	→	<u>慎重な対応</u>		
- ・ 宣言解除後の措置はステージⅡになるまで段階的に緩和

✓ 国際的な動向

- ・ 感染拡大している欧米では、厳格な開催制限を行っている国が多い。

今後の方向性

- ・ 感染状況等を踏まえつつ、エビデンス等に基づき、着実に進めていく。

今後のイベント開催制限等について

- これまでイベント開催制限等については、分科会での議論を踏まえ、以下の目安で運用（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
 - ・ **緊急事態措置区域**は、**5,000人以下、かつ、収容率一律50%以下**
 - ・ **まん延防止等重点措置区域**は、**5,000人以下**（大声あり50%／大声なし100%）
 - ・ **その他都道府県**は、**5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方**（大声あり50%／大声なし100%）また、**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された都道府県では、解除後1か月程度、経過措置として、10,000人の上限を設定**（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
 - **今後のイベント開催制限等については、地域の感染状況に鑑み、変異株の状況も考慮し、当面10月末まで現行の取扱いを継続してはどうか。**
 - ①「**緊急事態措置区域**」、「**まん延防止等重点措置区域**」及び「**その他都道府県**」については、**現行の目安を当面10月末まで維持**
 - ②**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された都道府県についても、解除後1か月程度、経過措置（10,000人上限）を設定する取扱いを維持**
 - 基本的対処方針（令和3年8月17日変更）において、「ワクチン接種率の向上がもたらす、感染レベルや医療負荷への影響、社会経済活動の変化等、**今後の見通しについて、技術実証等を行いながら、分科会と連携しつつ、検討を進める。**」とされていることを踏まえ、検討を進める。
- ※1 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**
- ※2 イベント開催等は「**新しい生活様式の定着**」や「**業種別ガイドラインの遵守**」が前提。また、**各都道府県**においては、引き続き、業種別ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。
- ※3 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他の都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	1,000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	5,000人
昨年9月19日～	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） （※）飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1 m）（収容人数なし） （※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%／大声あり50%		都道府県知事の判断

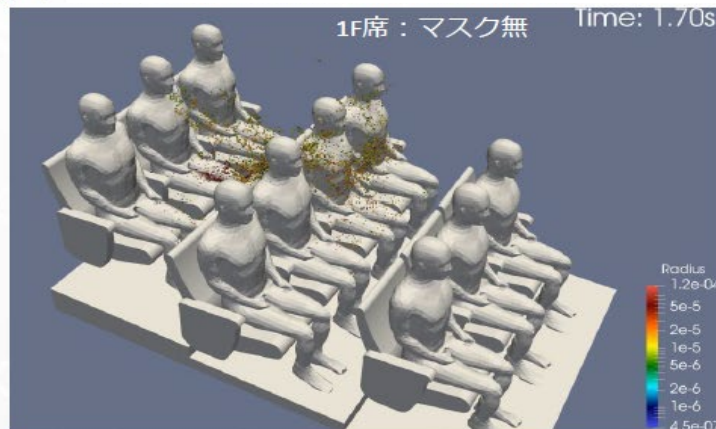


令和2年9月11日
新型コロナウイルス感染症対策
分科会提出資料抜粋

コンサートホール内近接飛沫感染リスク評価

実施内容:

客席での飛沫拡散：強い咳を連続して2回（ゴホンゴホン）、これを2秒ごとに計8回繰り返し（ワーストケース）。



マスク無の場合は、大きな飛沫が前列まで到達、前列左右のリスク大

マスク有の場合は、小さな飛沫のみ感染者の周りを漂うが、体温とエアコンにより上昇拡散していく。感染者の両サイドのみ要注意

提供：理研・神戸大，協力：豊橋技科大・京工繊大・鹿島建設



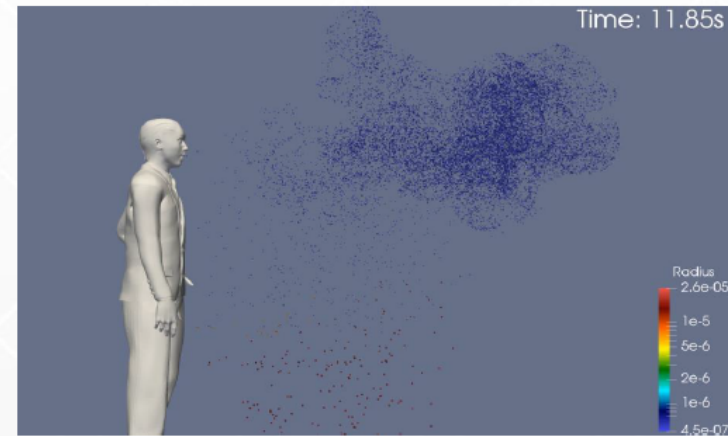
客席で大声を伴う場合、
マスク着用に加え、隣席との**身体的距離の確保**が有効



コンサートホール内近接飛沫感染リスク評価

実施内容:

ステージ上で立った状態で強い咳を連続して2回した場合（歌唱時のワーストケースと想定）の飛沫飛散予測



大きな飛沫（数十ミクロン：暖色）についてはほぼ人の身長範囲に落下
小さな飛沫（数ミクロン：寒色）については2メートル以上飛散するがほぼ落下せず、拡散される

提供：理研・神戸大，協力：豊橋技科大・京工繊大・鹿島建設

演者が歌唱（発声）する場合、

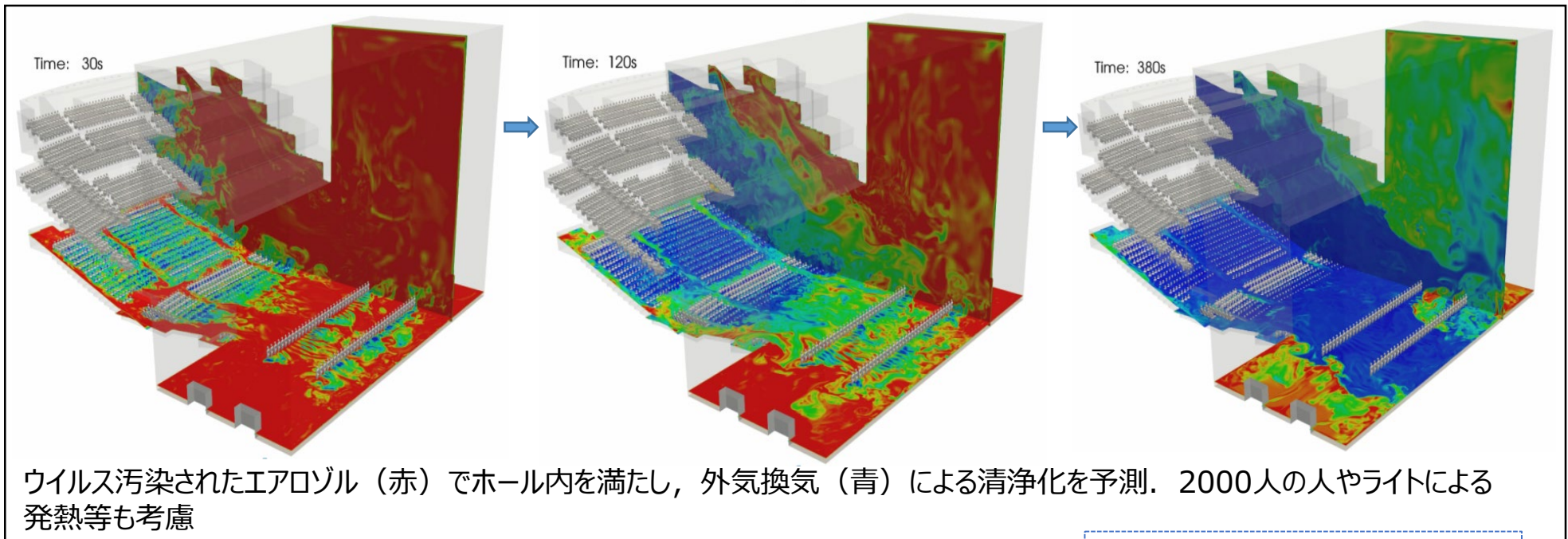
- ① **舞台から客席までを2m**とすることが有効
- ② **適切な換気**が有効

（ホールの換気設備を稼働させ、客席がない上空へ空気を循環させることがより有効）



- コンサート会場を想定した飛沫・エアロゾル感染リスク評価と対策
- ホール全体の機械換気の性能評価と、観客近辺での近距離飛沫・エアロゾル飛散予測

提供：神戸大・鹿島建設，協力：理研・川崎市



第2回AIアドバイザリーボード資料より抜粋



ホールに設置された機械換気を適切に作動させることで、10分程度でホール内がほぼ浄化される。マイクロ飛沫に対する感染防止策として、ホールの換気設備は有効に機能する。

(参考) 新技術実証による大規模イベントのリスク評価

- 第11回分科会（令和2年10月15日）及び第12回分科会（令和2年10月23日）において議論を実施。
- 新技術実証の内容及び結果は次のとおりであり、これらを踏まえ、感染対策の改善点を把握するとともに、対策の有効性を評価。

新技術実証調査

横浜スタジアム技術実証

《横浜DeNAベイスターズー阪神タイガース戦》

- ・ 日程：2020年10月31日（土）デーゲーム
24,537人来場（収容率：76%）
2020年11月1日（日）ナイター
27,850人来場（収容率：86%）

■ 実施内容

《スタジアム内対策》

✓ 高精細カメラによるゲート・観客席の行動分析（NEC）

早期来場インセンティブの実施（ポイント還元）：

→試合開始前後に入場ゲートの人流の速度は遅くなるが、滞留は発生しない。

マスク着用の啓発強化（スタッフの案内強化等）：

→マスク着用率：95-98%。動員率増加に応じ上昇傾向にあり、試合展開による影響は軽微。観客席において15分以上マスクを着用していない人/回数の割合は2-3%。

✓ 二酸化炭素（CO2）濃度測定（産総研）

→コンコース・トイレ・選手控室等における高濃度状態（1000ppm以上）の空気の対流はコンコース・トイレで確認されたが継続しない。

✓ 声援への警告強化

→マスク・声援については係員が1回目注意、2回目警告、3回目には退場する運用を行い効果を確認。周辺観客にも間接的に抑止効果。
声援の抑制は応援団にも協力を依頼し日に日に浸透。

✓ 規制退場の実施

→退場時の混雑は平準化され、速度低下はあるが滞留の発生は見られない。

《入場前後の行動把握》

✓ KDDIキャリアデータ分析・LINE QR

→球場周辺飲食店への立寄り率は試合前・試合後ともにナイターで15%、デーで20%強。

東京ドーム技術実証

《読売ジャイアンツー東京ヤクルトスワローズ戦》

- ・ 日程：2020年11月7日（土）ナイター
26,649人来場（収容率：62%）
2020年11月8日（日）デーゲーム
31,735人来場（収容率：74%）

■ 実施内容

《スタジアム内対策》

✓ ビーコン、カメラによるゲート・観客席の行動分析

開場時間の1時間前倒し：

→人流の解析では来場者が滞留している状況にはない。

✓ 二酸化炭素（CO2）濃度測定（産総研）

→コンコース・トイレ・選手控室等におけるCO2濃度が1000ppmを超えたのは一部のトイレや選手控室等で、観客席・コンコースは基準値内。

✓ 警備員によるマスク着用の声掛け

→警備員を増員し、マスク未着用者への声掛けやプラカードなどによる啓発を実施。その結果、声掛け率は1.35%-2.39%から1.08%-1.24%に低下。

✓ 規制退場の実施

→退場の混雑が平準化され、ピーク時であっても、滞留者数は微増に留まる。

《入場前後の行動把握》

✓ モバイル空間統計

→直行率：11/7が36.6%、11/8が55.5%。

直帰率：11/7が73.3%、11/8が67.6%。

✓ LINEを用いた健康アンケートを実施

→事後の体調報告の回答率は61.7%。



2020 JリーグYBCルヴァンカップ決勝

- 日程：2021年1月4日（月）14:35キックオフ
- 会場：国立競技場
- 入場者数：24,219人（収容率：46%）

■ 実施内容

《スタジアム内対策》

- ✓ ゲート映像リアルタイム配信（スタジアム外）
- ✓ レーザーレーダーによるゲート人流計測（スタジアム内）
- 入場者数が多い試合では、退場時にゲート付近で密集・密接が確認された
- ✓ 二酸化炭素（CO2）濃度測定
観客席・コンコース・トイレ・売店・選手控室等
- 試合前、ハーフタイム、試合後に、トイレにおけるCO2濃度の上昇傾向が見られた
- ✓ カメラによる観客席の行動推定
- マスク着用率：92%
- ✓ スピーカーによるリモート応援・大型ビジョンやアナウンスでの注意喚起
- 大声での声援は無し。いたとしても1試合数名程度で警備スタッフによる注意徹底。
- ✓ 画像センサー・音響センサーによる選手・スタッフ控室内の社会的距離・発話状況調査
- ✓ 現地踏査

《入場前後の行動把握》

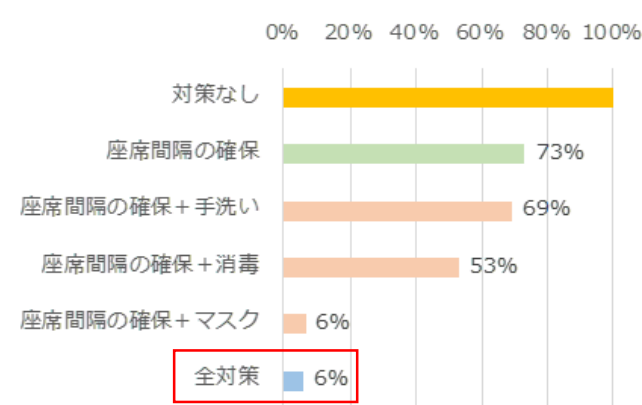
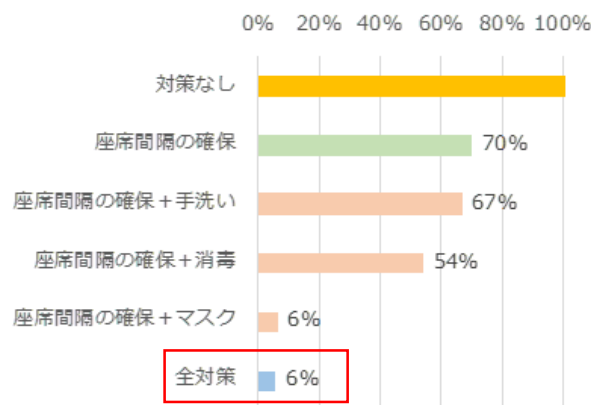
- ✓ モバイル空間統計
- 直帰率：約65%。昨年と比較して直帰率は向上（2020年1月1日天皇杯：40%）



- ルヴァンカップの実証結果を踏まえ、感染対策及び調査項目を改善。同様の実証調査を計5試合で実施。

試合日	ホームチーム	スタジアム	観客数	収容人数	観客動員率
1/4	ルヴァンカップ決勝	国立競技場	24,219	53,000	46%
4/3	名古屋グランパスエイト	豊田スタジアム	15,035	44,380	34%
4/11	FC東京	味の素スタジアム	17,615	48,955	36%
4/24	鹿島アントラーズ	カシマスタジアム	10,223	40,728	25%
5/4	川崎フロンターレ	等々力陸上競技場	4,954	26,232	19%

- Murakami et al.(2021)のモデルにマスク着用率、座席間隔、同行者数などを考慮可能に改良したモデルを開発し、今回の実証試験で得られたマスク着用率等のパラメーターを使用して、感染リスク対策の効果を評価。
- 感染対策を講じた場合、講じない場合と比較して、94%の感染リスクが削減という結果に。



《各種対策を行った場合のリスク評価結果（左：豊田スタジアム、右：味の素スタジアム）》
※全対策は、実際に試合で実施された対策条件を示す

今後の取組への反映

- プロ野球、Jリーグ等で行われた実証調査の結果を、今後のイベント開催制限のあり方の検討に活用。